

名古屋地方裁判所が不当決定！！

会社就業規則・賃金規程で「昇給は毎年1回、4月21日より行う。」と定められているにもかかわらず、「業績」を理由に5年間も破り続け、ボーナスも5年間支払われない一方で、組合がどんなに要求しても、一度も団体交渉に応じないで、正当な組合活動に対して減給など懲戒処分だけは「就業規則違反」と、一方的に強行する会社。賃上げやボーナスが払えないほどの「業績不良」だと言いながら、反面、団体交渉は近くのホテルを借りて、わざわざ東京から2人の弁護士を出席させ、労働組合に対抗するための専門家（元自衛隊員や警察官）など4人も雇って遊ばせておくなど、無駄遣いばかり重ねている、オハラ樹脂工業（株）。

これに抗議して会社のフェンスに、「労働組合法第7条第2号違反 社長は誠実に交渉に応じろ！！」、「労働組合法第7条第1号、第3号違反 社長は懲戒権を濫用するな！！」、「会社は社則を守れ。」、「社長の不当労働行為 絶対に許さない」などと記載した幟旗を立てたところ、会社が見出しの仮処分裁判を訴えたのに対して名古屋地方裁判所（高木博巳裁判官）は、不当決定を行ったものです。

日本国憲法第28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と何の条件も付けることなく明記しています。私たちは「団体行動をする権利」と考えており、絶対に許せない不当決定と考え、異議を申し立ててたたかいます。

「妨害物排除仮処分事件」-7月5日

日本国憲法第28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と何の条件も付けることなく明記している！！

抗議で会社のフェンスに横断幕、幟旗を立てたら「信用を毀損」と！！